

令和 8・9 年度 長久手市入札参加資格審査申請要領（物品等）

長久手市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。資格審査を希望される方は、適正な申請をしていただきますようお願いします。

以下、インターネットを通じて、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）を利用して入札参加資格審査申請を行う手続について定めます。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 次に掲げる国税、愛知県税及び長久手市税が未納でないこと。

ア 国税

法人の方	法人税並びに消費税及び地方消費税
個人の方	申告所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

法人の方	法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税
個人の方	個人事業税及び自動車税

ウ 長久手市税

法人の方	長久手市税のうち申請者に納税義務がある全税目
個人の方	長久手市税のうち申請者に納税義務がある全税目

- (4) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 25 日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締

結)に基づく排除措置を受けていないこと。

2 申請の方法

- (1) 申請をする方は、あいち電子自治体推進協議会がインターネットを利用して運営する電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。
ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
- ※ 平成20年1月以降に、電子調達システム（物品等）により申請を行い、平成20・21年度以降資格の承認を受けている方は、「継続申請」を選択してください。申請を初めて行う方は、「新規申請」を選択してください。
- (2) 法人が申請する際の申請者は、本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所（本店を含む）に限ります。
また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム（物品等）に入力することを推奨します。
- (5) 申請できる営業種目は、別表のとおりです。

3 受付期間

- (1) 定時受付
令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで
- (2) 随時受付
令和8年4月1日（水）から令和10年2月15日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類等

電子申請によるデータ送信後、以下の書類を各1部、提出期限までに郵送してください。

- (1) 共通審査自治体に提出する書類

ア 法人の方

書 類 名	備 考
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
履歴事項全部証明書	法務局発行のもの

書 類 名	備 考
納税証明書 (国税)	税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３ 未納のないことの証明）
納税証明書 (愛知県税) (又は愛知県税の納税義務がないことの申出書)	愛知県の県税事務所で発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税の直近の納税証明書（未納の税額のないこと用）
	愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

※ 上記書類は、仮受付日（データ送信日）から前３か月以内、又は仮受付日以降に発行されたものに限り（複写機によるコピー可）。

※ 「愛知県税の納税義務がないことの申出書」の様式は、ポータルサイトー〈手引書・書類〉からダウンロードしてください。

イ 個人の方

書 類 名	備 考
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
身元（分）証明書	本籍地の市区町村長が発行したもの（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し）
登記されていないことの証明書	法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行したもの）
納税証明書 (国税)	税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の２ 未納のないことの証明）
納税証明書 (愛知県税) (又は愛知県税の納税義務がないことの申出書)	愛知県の県税事務所で発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用）
	愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

※ 上記書類は、仮受付日（データ送信日）から前３か月以内、又は仮受付日以降に発行されたものに限り（複写機によるコピー可）。

※ 「愛知県税の納税義務がないことの申出書」の様式は、ポータルサイトー〈手

引書・書類>からダウンロードしてください。

(2) 提出期間

ア 定時受付

仮受付日（申請データ送信日）から7日以内。ただし、最終提出期限は令和8年2月24日（火）必着とします。

イ 随時受付

仮受付日（申請データ送信日）から7日以内必着。

※ 上記ア、イの提出期間の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(3) 提出先

共通審査自治体

共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

長久手市が共通審査自治体に該当した場合は、次の住所とします。

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

長久手市総務部行政課契約検査係

TEL（0561）63-1111（内線264）

5 資格審査

資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にログインして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び電子申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治体から補正の指示が出されますので、補正の申請を行ってください。

7 審査結果

審査の終了後、結果が電子調達システム（物品等）からのメールにより通知されます。審査結果の内容は、同システムにログインのうえ確認してください。

8 追加届

以下に該当する届出項目がある場合は、審査結果確認後、電子調達システム（物品等）にログインし、メニュー上で「未登録」と表示されている箇所の追加届を入力してください。

(1) 届出項目

ア 許可・登録等

イ 契約実績

ウ 特約・代理店

(2) 届出期限

審査結果確認後、速やかに入力してください（５日以内目安）。

9 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は次のとおりとします。ただし、令和１０年４月１日以降、新たに入札参加資格を決定するまでの間は、従前の入札参加資格はその効力を有します。

(1) 定時受付

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日から令和１０年３月３１日まで有効とします。

10 入札参加資格決定後における登録内容変更等について

登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに電子調達システム（物品等）により変更等の手続を行ってください。ただし、定時受付の変更手続は、令和８年４月１日から可能となります。

11 その他

- (1) 入札参加資格審査申請に際しては、絶対に虚偽の無いようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消の対象となる場合があります。
- (2) 申請後は、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、申請内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の確認・同意が必要です。
- (4) 申請に基づく入札参加資格者名簿は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (5) 書面による入札参加資格審査申請の受付は行いません。
- (6) 電子調達システム（物品等）は、メンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- (7) 本電子申請には、ＩＣカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはＩＣカードの購入及び登録が必要になります。
- (8) 入札参加資格審査申請をする方は、市が長久手市税の納税状況確認を行うことについて承諾したものとみなします。